平成２９年（フ）第１２７号
札幌市中央区大通西８丁目２―24桂和大通ビル30―２Ｆ
破産者　株式会社ライトブルー
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６１号
千葉県市原市大厩1378番地３
破産者　阿南　陽子
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９６２号
千葉県市原市大厩1378番地３
破産者　阿南　伸幸
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９７号
千葉市美浜区真砂５丁目14番11号
破産者　田口　　力
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６３号
東京都青梅市新町７丁目22番地の34
破産者　安井　弘行
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２３号
福井市日之出１丁目10番13号
破産者　有限会社チャーミー
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
福井市日之出１丁目10番13号、商業登記簿上の本店所在地福井市二の宮２丁目25番15号
破産者　株式会社いづる
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０６号
愛知県春日井市高森台４丁目16番地の10
破産者　古川電装株式会社
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８号
兵庫県豊岡市日高町奈佐路734番地
破産者　橋本精工株式会社
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８号
島根県松江市東出雲町意宇東３―５―５　カノンヒキノ202号室、破産手続開始決定時の住所島根県安来市黒井田町192―８　フォレストパークＤ―205
破産者　瀬戸川希典
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３号
松江市古志原５丁目14番40号
破産者　有限会社大星
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
松江市古志原５丁目14―40
破産者　有限会社大生商事
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
大分県臼杵市大字江無田290番地の１
破産者　臼杵小型急配有限会社
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９５号
福島県会津若松市上町９番10号センチュリーノアビル１階
破産者　株式会社喜春
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第８１２号
東京都東村山市廻田町１丁目１番地30川端ハイツ303
破産者　船木　　潤
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１７１号
東京都国分寺市戸倉４丁目28番地４カーサビアンカ国分寺201
破産者　株式会社サンプロジェクト
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６４号
東京都町田市小山ケ丘２丁目２番地５まちだテクノパークセンタービル１Ｆ
破産者　株式会社環境エネルギー研究所
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８３号
東京都小平市小川東町３丁目４番１―306号、破産開始決定時の住所東京都府中市美好町３丁目51番地の30
破産者　柴田　　格
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７１４号
川崎市麻生区細山４丁目１番30―404号、商業登記簿上の本店所在地川崎市多摩区登戸3528番地１プロムナード多摩川コーブ301
破産者　株式会社ドーターアンドサン
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
静岡県富士市入山瀬２丁目８番69号
破産者　有限会社ＫＨネットワーク
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７０８号
広島県安芸郡府中町本町４丁目９番10―404号、商業登記簿上の本店所在地広島県安芸郡府中町鶴江２丁目13番17号
破産者　有限会社リョーソープラントエンジニアリング
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部